

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	児童クラブ課
委 託 業 務 名	大津市立児童クラブ間食提供業務
委託業務場所	市内40箇所の大津市立児童クラブ
概 要	大津市立児童クラブに通所する児童に対する間食に係る献立表作成、調理加工、配送及び回収業務
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	間食：1食当たり158円、お茶：1袋当たり690円、スポーツドリンク（20）：1本当たり495円、スポーツドリンク（500ml）：1本当たり275円、ポリエチレン詰め清涼飲料（10本入り）：1袋当たり440円、塩レモンあめ：1袋当たり220円
契約の相手方	〔所在地〕大津市別保三丁目11番35号 〔名 称〕株式会社 大津給食センター
契約相手方の選 定 理 由	当該事業は大津市立児童クラブに通所する児童への間食提供業務であり、献立の作成、調理、配送が主な業務である。間食については、袋菓子の提供だけではなく、旬の食材を用い、季節感のある手作り献立など食育に配慮した提供が必要である。そのため、間食の献立については、栄養士による栄養管理及び通所する児童が季節を感じる内容であることなど、事業者の創意工夫が必要となる。また、事業者の選定については、受託価格の優劣だけではなく、市内40カ所の児童クラブに係る調理、配送業務の履行に必要な運営体制、専門的な知識を有する職員の雇用及び献立に係る企画提案が必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用し、大津市立児童クラブ間食提供業務プロポーザル審査委員会にて業者決定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。